

【令和7年5月30日】火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令について(技術基準の見直し等)

本件の概要

今般、火薬類取締法施行規則の一部を改正しましたのでお知らせします。

1. 背景

- ・製造後一定の期間が経過した火薬又は爆薬を所有する者等は、その火薬又は爆薬について、含有する硝酸エステルが経時変化することにより自然発火すること等を防止するため、火薬類取締法第36条の規定に基づき安定度試験を行うこととなっている。今般、火薬類性能試験に関するJISが2023年に改正され、国連危険物輸送勧告やJIS等で採用されている火薬類の安定度試験方法との国際整合等を速やかに図るべく、所要の改正を行う。
- ・令和4年の刑法の改正により従来の懲役、禁錮が廃止され拘禁刑となったことから、火取法施行規則の関係様式について必要な見直しを行う。

2. 概要

○ 火薬類取締法施行規則の一部改正

①火薬類の安定度試験に関する技術基準の見直し

国連危険物輸送勧告やJIS等で採用されている安定度試験方法の一種である耐熱試験のうち、ベルクマン・ユンク試験（※1）、メチルバイオレット紙試験（※2）について、両試験を火薬類取締法における安定度試験の方法の一つとして新たに追加するとともに、ベルクマン・ユンク試験を行う場合の試験頻度を見直すこととする。

②刑法改正に伴う様式の見直し

火薬類取締法施行規則の様式第1火薬類製造営業許可申請書、様式第6火薬類販売営業許可申請書で用いられている「禁錮」を「拘禁刑」とする改正を行う。

（※1）JIS K 4810(2023)で規定される火薬類の安定度を測る試験の一つで、熱分解反応により生じた窒素酸化物の発生量を定量するもの。

（※2）JIS K 4810(2023)で規定される火薬類の安定度を測る試験の一つで、熱分解反応により生じた窒素酸化物をメチルバイオレット紙と呈色反応させ、これが変色するまでの時間を測りその発生量を測定するもの。

[火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（PDF形式：142KB）](#) 

お問合せ先

産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1511(内線4961)

○経済産業省令第四十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令
令和七年五月三十日
火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

改 正 後			改 正 前																
(安定度試験) 第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に規定する硝酸エステル又はこれ含有する火薬若しくは爆薬についての遊離酸試験及び耐熱試験とし、頻度は、次の表の上欄に掲げる火薬類の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定めるものとする。 <table><tr><th>火薬類の区分</th><th>頻度</th></tr><tr><td>製造後一年以上を経過したもの</td><td>年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。</td></tr><tr><td>製造後二年以上を経過したもの</td><td>製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。</td></tr><tr><td>製造年月日不明のもの</td><td>入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。</td></tr></table>			火薬類の区分	頻度	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。	製造後二年以上を経過したもの	製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。	(安定度試験) 第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。 <table><tr><th>火薬類の種類</th><th>実施区分</th></tr><tr><td>硝酸エステル又はこれ含有する火薬若しくは爆薬</td><td>製造後一年以上を経過したもの 製造後二年以上を経過したもの 製造年月日不明のもの</td></tr><tr><td></td><td>年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。</td></tr></table>			火薬類の種類	実施区分	硝酸エステル又はこれ含有する火薬若しくは爆薬	製造後一年以上を経過したもの 製造後二年以上を経過したもの 製造年月日不明のもの		年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
火薬類の区分	頻度																		
製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。																		
製造後二年以上を経過したもの	製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。																		
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。																		
火薬類の種類	実施区分																		
硝酸エステル又はこれ含有する火薬若しくは爆薬	製造後一年以上を経過したもの 製造後二年以上を経過したもの 製造年月日不明のもの																		
	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。																		
2・3 [略] (安定度試験の合格基準) 第六十二条 法第三十七条の安定度試験の結果適合する技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 [略] 二 耐熱試験において、次のいずれかに該当するもの イ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であること。 ロ 日本産業規格 K 四八一〇に規定する検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であること。 ハ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するベルクマン・ユンク試験の窒素酸化物の発生量が試験一グラムにつき二・五ミリリットル未満であること。 ニ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するメチルバイオレット紙試験にあつては、次のいずれかに該当すること。 (1) 摂氏百三十四・五度における耐熱試験時間が三十分を超えること。 (2) 摂氏百二十度における耐熱試験時間が三十五分を超えること。 様式第 1 (第 2 条関係) [略] <table><tr><th>名</th><th>称</th></tr><tr><td>事務所所在地 (電話)</td><td></td></tr></table>			名	称	事務所所在地 (電話)		2・3 [略] (安定度試験の合格基準) 第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 [略] 二 耐熱試験において、日本産業規格 K 四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの [新設] [新設] [新設] [新設] 様式第 1 (第 2 条関係) [略] <table><tr><th>名</th><th>称</th></tr><tr><td>事務所所在地 (電話)</td><td></td></tr></table>			名	称	事務所所在地 (電話)							
名	称																		
事務所所在地 (電話)																			
名	称																		
事務所所在地 (電話)																			

製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1	〔略〕
	2	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることの <u>なくなった日から</u> 3年を経過していない者
	3	〔略〕
	4	法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

〔略〕

様式第6（第10条関係）

〔略〕

名	称	
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1	〔略〕
	2	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることの <u>なくなった日から</u> 3年を経過していない者
	3	〔略〕
	4	法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

別紙添付書類 1 事業計画書
2 会社にあつては、定款の写し

〔略〕

備考 表中の〔 〕は任意である。

附 則
この命令は、令和七年六月一日から施行する。

製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1	〔略〕
	2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることの <u>なくなつた後</u> 3年を経過していない者
	3	〔略〕
	4	法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

〔略〕

様式第6（第10条関係）

〔略〕

名	称	
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1	〔略〕
	2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることの <u>なくなつた後</u> 3年を経過していない者
	3	〔略〕
	4	法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

別紙添付書類 1 事業計画書
2 会社にあつては、定款の写し

〔略〕